| 新 | 旧 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 輸出手形保険運用規程    平成13年４月１日　01-制度-00035  沿革　平成13年10月31日　一部改正  平成14年１月22日　一部改正  平成14年２月１日　一部改正  　　平成14年３月19日　一部改正  平成14年８月５日　一部改正  平成15年３月14日　一部改正  平成15年12月26日　一部改正  平成16年４月１日　一部改正  平成16年４月16日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年３月20日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成19年６月21日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  平成20年３月21日　一部改正  第１条～第７条　（略）  第８条　銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振出人」という。）は、名簿において、ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者（以下「Ｅ格バイヤー」という。）を手形支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、「輸出手形保険手続細則」（平成13年４月１日付01-制度00029）（以下「手続細則」という。）第３条第２項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第１「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）１通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類の写し１通を日本貿易保険に直接又はファクシミリにより提出するものとする。  ２　前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の手形支払人を、Ｅ格バイヤーに変更する場合に準用する。  ３　日本貿易保険は、第１項又は第９条の規定による申請があった場合は、保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第２「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。  ４　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、当該確認に係る手形支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。  　　なお、有効期間の延長は行わない。  ５　この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。  第９条　荷為替手形の手形金額が確認申請後買取日までに前条第３項の規定による確認に係る手形金額（以下「確認金額」という。）を超えた場合において、当該手形について輸出手形保険の保険関係を成立させようとするときは、新たに当該手形金額について確認を申請しなければならない。ただし、その増加金額が確認金額の100分の５以内の場合は、この限りではない。  　　なお、確認申請手続については、前条第１項の規定を準用する。  第10条　第８条第３項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。  一　確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第３「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）各１通を日本貿易保険に提出すること。  二　確認証の手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第４による「輸出手形保険（決済／枠戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を提出すること。  三　確認証の記載内容のうち「船積（予定）日」の変更又は確認証の手形金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。  第11条　銀行は、第８条第３項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から１月３日並びに土曜日（以下「休日等」という。）は算入せず５日以内に決済等通知書１通を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付された場合又は約款第11条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。  第12条　第８条第３項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず５日以内に、決済等通知書１通、当該理由を記載した書面１通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）を日本貿易保険に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付された場合は、この限りでない。  第13条～第51条　（略）  附　則  この改正は、平成20年４月１日から実施する。ただし、第８条第１項及び第３項、第１０条第１号、第１１条第並びに第１２条の規定は、平成20年３月31日から実施する。  （別紙）　（略）  別紙様式第１  個別保証枠確認申請書／特定国承認等申請書    ＯＣＲシート（２　０　０　１）をご使用ください。  ＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております（無料）。  別紙様式第２　（略）  別紙様式第３  年　　月　　日  独立行政法人日本貿易保険　御中  営業店所在地  銀行名・営業所名  代表者氏名 　　 　　　　印  個別保証枠確認証  特定国承認証 　 の内容訂正変更通知書  （略）  別紙様式第４  貿易一般保険  輸出手形保険（決済／枠戻）通知書  ＯＣＲシート（２　０　０　０）をご使用ください。  ＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店にご用意しております　　（無料）。  別紙様式第５　（略）  別紙様式第６　（略） | 輸出手形保険運用規程    平成13年４月１日　01-制度-00035  沿革　平成13年10月31日　一部改正  平成14年１月22日　一部改正  平成14年２月１日　一部改正  　　平成14年３月19日　一部改正  平成14年８月５日　一部改正  平成15年３月14日　一部改正  平成15年12月26日　一部改正  平成16年４月１日　一部改正  平成16年４月16日　一部改正  平成17年３月29日　一部改正  平成17年９月16日　一部改正  平成18年３月20日　一部改正  平成18年11月29日　一部改正  平成19年６月21日　一部改正  平成19年９月21日　一部改正  第１条～第７条　（略）  第８条　銀行又は荷為替手形を振り出そうとする者（以下「手形振出人」という。）は、名簿において、ＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格又はＥＦ格に格付けされた者（以下「Ｅ格バイヤー」という。）を手形支払人とする荷為替手形（第16条の規定による承認を要するものを除く。）について、「輸出手形保険手続細則」（平成13年４月１日付01-制度00029）（以下「手続細則」という。）第３条第２項の規定に基づく確認を受けようとするときは、別紙様式第１「個別保証枠確認申請書」（以下「確認申請書」という。）１通及び輸出契約書若しくは輸出契約以前にあっては注文書又はこれらに準ずる書類の写し１通を日本貿易保険大阪支店（以下「支店」という。）又は財団法人貿易保険機構（以下「機構」という。）に直接又はファクシミリにより提出するものとする。  ２　前項の規定は、輸出手形保険の保険関係が成立している荷為替手形の手形支払人を、Ｅ格バイヤーに変更する場合に準用する。  ３　支店又は機構は、第１項又は第９条の規定による申請があった場合は、保証枠残高の範囲内において確認する旨又は保証枠残高がないときは確認できない旨を、別紙様式第２「個別保証枠確認証」（以下「確認証」という。）により申請者に回答する。  ４　前項の確認の有効期間は、当該確認をした日から３月とする。ただし、当該確認に係る手形支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付されたとき又は名簿から削除されたときは、その日以降当該確認は無効とする。  　　なお、有効期間の延長は行わない。  ５　この章に規定する手続きについて電子情報処理組織を使用して行う場合は、日本貿易保険が別に定める「ＷＥＢ申請サービスの利用について」によるものとする。  第９条　荷為替手形の手形金額が確認申請後買取日までに前条第３項の規定による確認に係る手形金額（以下「確認金額」という。）を超えた場合において、当該手形について輸出手形保険の保険関係を成立させようとするときは、新たに当該手形金額について確認を申請しなければならない。ただし、その増加金額が確認金額の100分の５以内の場合は、この限りではない。  　　なお、確認申請手続については、前条第１項の規定を準用する。  第10条　第８条第３項の規定により申請者に通知した確認証の誤記等による記載内容の訂正又は変更の取扱いは、次の各号による。  一　確認証の記載内容のうち「手形支払人」又は「手形振出人」の社名若しくは名称又は住所に訂正又は変更があったときは、当該手形の買取通知書の提出日までに、確認証の原本及びその事実を証明する書類並びに別紙様式第３「個別保証枠確認証の内容訂正変更通知書」（以下「内容訂正変更通知書」という。）各１通を当該確認を行った支店又は機構に提出すること。  二　確認証の手形支払人又は手形振出人を変更したときは、当該確認証は無効とする。この場合にあっては、速やかに別紙様式第４による「輸出手形保険（決済／枠戻）通知書」（以下「決済等通知書」という。）を提出すること。  三　確認証の記載内容のうち「船積（予定）日」の変更又は確認証の手形金額の表示通貨の変更（確認金額の範囲内の変更に限る。）については、内容訂正変更通知書の提出を要しない。  第11条　銀行は、第８条第３項の規定による確認を受けた荷為替手形について輸出手形保険の保険関係を成立させた場合において、当該手形の手形金額の全部又は一部が決済されたとき、当該手形が振出人により買戻されたとき又は当該手形の支払人に変更があったときは、その事実を知った日から起算し、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から１月３日並びに土曜日（以下「休日等」という。）は算入せず５日以内に決済等通知書１通を本店若しくは支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。）に提出しなければならない。ただし、当該手形の支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付された場合又は約款第11条に規定する損失発生通知書を提出した場合は、この限りでない。  第12条　第８条第３項の規定による確認を受けた銀行又は手形振出人は、確認金額の全部又は一部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかったときは、有効期限前にあっては速やかに、有効期間終了後にあってはその有効期間が終了した日から、休日等は算入せず５日以内に、決済等通知書１通、当該理由を記載した書面１通（有効期限前において確認金額の全部について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合は確認証を添付のこと。）を本店若しくは支店又は機構（本部又は名古屋支部に限る。）に提出しなければならない。ただし、確認金額の100分の５以内の額について輸出手形保険の保険関係を成立させなかった場合又は確認に係る支払人が名簿においてＥＥ格、ＥＡ格、ＥＭ格及びＥＦ格以外に格付された場合は、この限りでない。  第13条～第51条　（略）  （別紙）　（略）  別紙様式第１  個別保証枠確認申請書／特定国承認等申請書    ＯＣＲシート（２　０　０　１）をご使用ください。  ＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店及び（財）貿易保険機構の本支部にご用意しております（無料）。  別紙様式第２　（略）  別紙様式第３  年　　月　　日  　　　　　　　　　殿  営業店所在地  銀行名・営業所名  代表者氏名 　　 　　　　印  個別保証枠確認証  特定国承認証 　 の内容訂正変更通知書  （略）  別紙様式第４  貿易一般保険  輸出手形保険（決済／枠戻）通知書  ＯＣＲシート（２　０　０　０）をご使用ください。  ＊ＯＣＲシートは、日本貿易保険の本支店及び（財）貿易保険機構の本支部にご用意しております（無料）。  別紙様式第５　（略）  別紙様式第６　（略） |  |